

あんしん 暮らし情報

選挙

12月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□登録者数

	男	女	計
令和7年 12月1日現在(A)	82,293人	89,421人	171,714人
令和7年 9月1日現在(B)	82,318人	89,432人	171,750人
増減 (A)-(B)	25人減	11人減	36人減

□今回の定時登録の要件

- 日本国民
- 平成19年12月2日以前に出生
- 12月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、9月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、8月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

□在外選挙人名簿登録者数

	男	女	計
令和7年 12月1日現在(A)	97人	127人	224人
令和7年 9月1日現在(B)	99人	120人	219人
増減 (A)-(B)	2人減	7人増	5人増

□今回の在外選挙人名簿登録などの要件

- ①日本国民
- ②登録申請時に満18歳以上
- ③国外に住所を有し、次のいずれかに該当する

- その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
 - 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている
- ▶選挙管理委員会事務局 042-420-2801

市政

田無第三中学校周辺エリア構想に関する説明会および意見交換会

市では「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、学校を核としたまちづくりに取り組むこととし、学校施設の更新時には、公共施設の集約化・複合化・多機能化を図り、地域課題を解消する仕組みを推進していきます。将来、地域の核となる田無第三中学校周辺のまちづくりの方針を示す「田無第三中学校周辺エリア構想」の検討状況などをご説明するとともに、地域市民の皆さんのご意見を伺う機会として、説明会を開催します。

時 ●12月17日(水)午後6時30分～8時30分 ●20日(土)午前10時～正午
場 いすれもけやき小学校体育館
※両日とも同じ内容 ※質疑応答可・申込不要
▶公共施設マネジメント課 042-420-2800

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。お名前などの

公表を承諾いただいた方のみ掲載しています。

*大島春代 様(布袋)

*さつき会 様(防災グッズ)

▶総務課 042-460-9810

システムメンテナンスに伴うサービス停止のお知らせ

作業の状況によっては、停止時間が前後する場合があります。ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。



市HP

市ホームページの一部利用停止

時 12月28日(日)午後6時～1月4日(日)午前10時

□利用できないサービス

- 問い合わせフォーム
 - 市長への手紙フォーム
 - サイト内検索など
- ※市HPの閲覧は可能ですが、時間により接続が不安定になる場合があります。

▶広報プロモーション課 042-460-9804

市への電子メールの受信停止

メールにて送信いただいても受信できません。

時 12月28日(日)午後6時～1月4日(日)午前10時

▶情報システム課 042-460-9806

図書館ホームページの利用停止

時 12月28日(日)午後6時～1月4日(日)午前10時

▶中央図書館 042-465-0823

市報についてのご意見をお寄せください

募集期間

12/31(水)まで

より分かりやすく、魅力的な紙面づくりのため、市報へのご意見をお寄せください。ご協力をお願いします。

□回答方法 右記QRコードより

▶広報プロモーション課 042-460-9804



回答フォーム

固定資産税の減額

▶資産税課 042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120m²まで

□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください) ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)

④改修後の床面積が50m²以上280m²以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100m²まで)

□減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事 *1 を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください) ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)

④改修後の床面積が50m²以上280m²以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工

事明細書・現場の写真など)と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類

●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し

●障害者…障害者手帳の写し

⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

*1 …廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120m²まで

□減額要件 ①平成26年4月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 *2)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください)

*2 …窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であること)が必須

い) ③改修後の床面積が50m²以上280m²以下 ④1戸当たりの工事費用が60万円超(補助金などを除く自己負担額)または改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること

⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修等に伴う固定資産税の減額適用申告書

②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し

④納税義務者の住民票 ⑤交付または決定を受けたことを確認できる書類(国または地方公共団体から補助金等の交付を受けた場合)

⑥長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

*2 …窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であること)が必須